

第二回和光市広沢国有地等利活用基本計画策定委員会 会 議 録

開催日時：平成 29 年 10 月 13 日（金） 18 時 00 分～

開催場所：市庁舎 3 階第 2 委員会室

出席者：安登利幸委員長、倉斗綾子副委員長、小川晶副委員長、山下謙介委員、
本橋良吾委員、石川郁美委員、井上明次委員、藤律之委員、橋本久委員、
喜名明子委員、小島孝文委員、仲司委員、星野裕司委員

欠席者：松下いづみ委員、大野忠委員、東内京一委員

事務局：資産戦略課（白川課長、岡田主幹、高野統括主査、江口主任、村山主任）

傍聴者：22 名

次 第：1 委員長挨拶

2 事業進捗報告

3 基本計画（素案）説明

4 議事

（1）論点審議

（2）今後のスケジュールについて

5 次回の日程について

1. 委員長挨拶

委員長より挨拶を行った。

2. 事業進捗報告

事務局より参考資料1～4に基づき、市民参加のために行ったワークショップ、アンケート及び民間事業者との対話について報告を行った。

3. 基本計画（素案）説明

事務局より資料2・3に基づき、基本計画（素案）の説明を行った。

4. 議事

（1）論点審議

安登委員長： 施設計画・ゾーニングについて、専門の委員の方から順番にお願いします。

倉斗副委員長： 設計面での敷地の捉え方は、一敷地と捉えてよいか。その他は機能的にも制度的にも適っている配置だと考える。

安登委員長： 学校施設の話などあったが、藤委員、いかがか。

藤委員： 小学校の授業でプールを活用できることは、維持管理コスト負担、天候に左右されず、予定した計画通りに授業が出来る等、メリットが大きいと考える。課題として、他の学校と共同で利用する場合、時間帯や期間等の検討が必要と考える。

安登委員長： 事務局から今のご意見について何かあるか。

事務局： カリキュラム等については、今後打ち合わせや調整を踏まえて、学校運営に支障のない形でやっていく必要があると考える。

山下委員： 子どもを持つ親の立場として、広沢小学校に関しては新施設のプールを使うという提案はとても良いと思うが、他の地域の小学校は新しい施設を利用できないのは、残念なのは。他地域の小学生には無料利用券の配布等、不公平感をなくせるようなアイデアがあると良いと考える。

安登委員長： 井上委員は何かないか。

井上委員：ワークショップに中学生が参加してくれたことで全体のムードがはつらつとして、明るくなった。その後のアンケート調査の回答率が31%で、大きな事業をやるのに、関心を示している人が少なく残念。

参考資料3によると、10代の「プールをほとんど利用しない」割合は40%だが、回答者は5人。パーセントに惑わされてはいけないと思った。同資料での小中学生対象のアンケートでは「プールをほとんど利用しない」割合は18%と14%。これが正しい数字だと思う。

過去5年のプール利用者数は年平均3万人。比率は大人1万8千人で子どもが1万2千人。3万人が利用していたことは意味のある数字だと思う。

レジャープールのような施設は造らなくても良いと思う。

近年は水中ウォーキングをする人が増えているので、水深をどうするか。水中歩行だと1m50は困難。可動床はコストがかかる。広沢小学校プールの水深を目安に検討すべきでは。

水泳教室や記録会で、保護者が観客席ではなくプールの外や上から観戦できる施設であって欲しい。

25m、50mの公認プールは必要ない。日本水泳連盟の厳しいチェックがあり、コストもかかる。

安登委員長：福祉の観点から委員の方から意見があるか。

小川副委員長：いかにマイノリティを作らないかという視点から。小学生までと中高生のニーズは違ってくるので、ひとつのゾーンとして使うというのは無理がある。合理的な配慮が必要なお子さんへの合理的配慮に繋がるような最初の1歩がここにある訳だが、大人数の利用、混雑が見込まれる中でこれだけのキャパで足りるのか。「繋げる」機能が必要。

石川委員：看護師として子どもを保育園に預けて仕事をしてきた。南エリアにこども園と医療型児童発達支援センターが入って、北エリアに診療所と駐車場があるが、送迎時の動線がどうなるのか考えてしまう。

事務局：敷地の使い方については官民対話も踏まえて更に検討する。

安登委員長：地域の立場からご意見があるか。

本橋委員：他地区からのアクセスの問題。子どもの送り迎えで車が並んでいると危

ない。駐車場等について考えてほしい。国道があり、子どもだけでの来館は危ない。

事務局：立地的に行きづらいとの意見もアンケートであった。市内循環バスルートの検討や民間バス事業者へもお願いして、問題を解消できたらと考える。ゾーニングについても、皆さんが利用しやすい敷地計画について民間事業者等と意見交換したい。

安登委員長：各委員の意見を踏まえて、ご意見はあるか。

井上委員：障害者の方の水泳ニーズが多くある。プール棟に入るまで、また施設内のバリアフリーが重要。車椅子がスムーズに通れる施設であってほしい。

倉斗副委員長：こども園の園児のプール利用は想定されているか。

事務局：計画上は示していないが、小プールや可動床を活用して対応は可能と考える。

安登委員長：児童センター・市民プールの収益化について、ご意見はあるか。

山下委員：児童センターの収益化はどのような規模で実施を考えているか。モデル的な事例があれば教えてほしい。

事務局：児童センターの既存サービスの有料化や、子どもからの料金徴収は行なわない。大人が利用するスタジオやコワーキングスペース等での料金制を考えている。モデル事例は様々あり、これから民間事業者との対話・提案を踏まえて考えていく。

井上委員：プールについては、平成24年度までの年間3万人利用による収入が2,500万円（教室利用を含む）。こどもが100円、大人が300円。水泳教室の受講生がもう少し高い金額で利用。収入を引いた、維持管理費は年間4,600万円。新施設の料金設定が悩ましい。

今は、高齢者が健康維持や友だち作りでプールを利用している。ジムをおくことで、高齢者も来て利用率が上がる（収入が増える）が、総合体育館には立派なジムがあるので、バッティングしないように。

倉斗副委員長： スタジオの事例紹介として、東京都武蔵野市の「武蔵野プレイス」は個室利用では有料。フリースペースは無料。

プールについては、高齢者の一人暮らしの方が入浴目的でプールを利用している。健康維持も出来て、安心してお風呂を利用してもらえることも公共施設の意味があると思うので、銭湯と同額ぐらいがいいと思う。

山下委員： エリアマネジメントについて。民間マネジメントチーム、構成メンバーの具体的なイメージはあるのか。

事務局： 民間事業者の中から構成されることを期待している。統括マネージャーは、ハード面（維持管理）。ファシリテーターは、ソフト面（運営、ワークショップ、企画）。統括マネージャーとファシリテーターは常駐、専任。コーディネーターは全国的に幅広く活躍をする人材が、本施設にも時々来てもらい、新しいやり方や手法を案内してもらう。それをファシリテーターや市民、民間事業者等と話し合い、エリアの価値向上の実現につなげていくイメージ。

山下委員： ファシリテーターは特定の個人か NPO 等の組織か。

事務局： これからさらに検討する。

山下委員： 多世代向けのファシリテーションは専門性が高く、得意分野が世代で違ってくるのと思ったので、固定的ではなく柔軟に対応できる体制にしたほうが良いと思う。

安登委員長： 国土交通省もエリアマネジメントに力を入れている。民間事業者、NPO 法人、社団法人、自治会等が協力する、様々な事例がある。民間の知恵の出どころ。

続いて、市民プールの学校授業利用について。

石川委員： 一般利用と学校利用の利用時間のニーズが重なるのでは。

事務局： どちらを優先させるか難しいが、学校と協議しながらバランスよくやっていければと考えている。

倉斗副委員長： 自分の居住地で、子どもが通っている小学校が民間のスポーツクラブを

実験的に週に1～2回の休館日に借りて授業を実施している。民間のプール運営方法にもよるが、水泳教室のようなスイミングスクールがあれば、講師人材を活用して学校のプールの授業に協力してもらうメリットも考えられる。

小川副委員長： こども園の園児のプール利用について。乳幼児期には残留塩素量への配慮が必要。

混み合う中で無理して使わなくても、素材としての水を楽しむことを目的として、こども園の園庭も広いので仮設プールを作ることもできるのではないかな。

安登委員長： 他に何かご意見はないか。その他全体を通じて感じられたことなどあればお願いします。

山下委員： 医療型児童発達支援センターの定員の設定根拠は。

事務局： 保健福祉部で設定している。

本橋委員： 施設の建設について。大手企業だと施設の維持管理、修理等アフターケア対応に問題がある場合もある。誰が担当者かわからないことや、仕様部材を把握しておらず、対応に数ヶ月かかることもある。そのようなことがないようにしてほしい。

事務局： 施設維持管理のプロである統括マネージャーが現地に常駐しているので、速やかに対応できる体制を作っていきたい。

安登委員長： PPPでは維持管理を含めて民間事業者との契約で管理をしてもらうことになる。窓口となる維持管理企業が責任を持っていて、事業契約期間中は適切に使用可能な状態を維持するという契約になる。

倉斗副委員長： レジャープールについては、維持コスト面でも厳しいと思うが、プールの事故のリスクも上がるので、その観点からも検討が必要と考える。

山下委員： 民間事業者の提案プロセスについて。基本計画（素案）の事業スケジュールの中で、民間事業者との対話というのがあるが、ファシリテーターのような民間人材も、民間事業者として加わるのか。

事務局 ： 基本計画（素案）の第Ⅲ章については、本委員会とは別に設ける PFI 検討委員会において事業手法に関することを検討するが、現段階では民間事業者の業務として考えている。

山下委員 ： PFI 事業者は、市の広報等で民間の募集をかけるということか。

事務局 ： その通りである。手法に関しては、しっかり検討した上で、民間事業者を公募する。

安登委員長： それでは、議論を終了する。

（２）今後のスケジュール

事務局より第三回委員会までのスケジュールについて説明を行った。

５．次回の日程について

第三回委員会は１月１０日（水）１８：００より開催を予定する。